

ご存知ですか？

# 相模原市



# 子どもの権利条例

これからのさがみはらを築いていく子どもたちを、地域社会全体で見守り、希望ある未来に向けて、子どもたちが生き生きと育つことができるまちの実現を目指して、「相模原市子どもの権利条例」を制定しました。

私たち一人ひとりが、「子どもの権利」について理解し、子どもたちが健やかに成長できるよう取り組んでいきましょう。



## 子どもの権利とは

生きる権利、いじめや虐待などから守られる権利、意見を表明する権利など、子どもが生き生きと過ごし、健やかに成長していくために欠かすことのできない、**子どもの基本的人権**です。

## 子どもの権利保障の基本的な考え方

### 大人は

- 子どもの最善の利益を実現するため、子どもの権利を、子どもが生まれながらに持っているものとして保証します。
- 子ども一人ひとりを権利の主体として尊重し、年齢や発達に応じて支援します。

### 子どもは

- 年齢や発達に応じて、様々な世代の人々と触れ合う中で、社会の一員である自覚を持ちましょう。
- 自分の権利が尊重されることと同様に、他者の権利を認めて、尊重しましょう。

## 子どもにとって大切な権利

条例では、子どもが健やかに成長していくために、保障されるべき権利を定めています。

### 安心して生きる権利(第4条)

- ・命が守られ、かけがえのない存在として、大切にされること。
- ・愛情及び理解をもって育まれること。
- ・適切な医療が必要に応じて提供されること。
- ・いかなる理由によっても差別をされないこと。
- ・安全な環境において生活ができること。

### 心身ともに豊かに育つ権利(第5条)

- ・自分らしさが認められ、個人として尊重されること。
- ・年齢及び発達に応じ、安心できる場所で学び、遊び、及び休息すること。
- ・自然、歴史等に親しみ、又は文化、芸術等の活動をすることにより、人間性を養うとともに、創造力を育むこと。

### 自分を守り、守られる権利(第6条)

- ・いじめ、体罰、虐待等を受けないこと。
- ・犯罪、危険その他有害な環境から守られること。
- ・自分の考えが尊重され、不当な扱いを受けないこと。
- ・プライバシーが守られ、名誉及び信用が傷つけられないこと。
- ・困ったときに気軽に相談し、適切な支援を受けられること。

### 地域及び社会に参加する権利(第7条)

- ・自分の意見を表明すること。
- ・表明した自分の意見が尊重されること。
- ・意見を表明するために必要な情報の提供等の支援を受けられること。
- ・仲間を作り、仲間と集い、又は仲間と活動すること。



# 子どもの権利を保障する大人の責務

## 保護者の責務（第9条）

- ・子どもの健やかな育ちに関する第一義的な責任者であることを認識し、子どもの年齢及び発達に応じた養育に努めなければなりません。
- ・子どもに対し、いかなる理由によっても体罰及び虐待を行ってはなりません。
- ・子どもが自らの権利を正しく理解し、他者の権利を尊重できるよう支援するものとします。
- ・市が実施する子どもに関する施策に積極的に関わるよう努めるものとします。

## 施設関係者の責務（第10条）

- ・子どもが主体的に学び、育つことができるよう、子どもの年齢及び発達に応じた必要な支援を行うよう努めなければなりません。
- ・子どもに対し、いかなる理由によっても体罰及び虐待を行ってはなりません。
- ・子どもに対するいじめ、体罰及び虐待を未然に防止するとともに、これらの解決を図るため、関係機関等と連携するものとします。
- ・子どもが自らの権利を正しく理解し、他者の権利を尊重できるよう必要な支援に努めるものとします。
- ・施設関係者は、市が実施する子どもに関する施策に協力するよう努めるものとします。



## 地域住民等の責務（第11条）

- ・子どもの豊かな人間性が人、自然、社会及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めるものとします。
- ・安全で安心して過ごすことができる地域づくりにより、犯罪、いじめ及び虐待から子どもを守るよう努めるものとします。
- ・子どもが地域社会の一員として、地域の活動に参加できる機会の確保に努めるものとします。
- ・市が実施する子どもに関する施策に協力するよう努めるものとします。

## 市の責務（第8条）

- ・子どもの権利を尊重し、及び保障するために、子どもに関する施策を実施しなければなりません。
- ・子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等がそれぞれの立場で子どもの最善の利益を実現することができるよう、必要な支援を行わなければなりません。
- ・子どもの権利に関して、子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等の理解を深めるために、普及及び啓発に努めなければなりません。

## 子どもの居場所の確保（第12条）

- ・市及び地域住民等は、子どもが年齢及び発達に応じて、安心して自分らしく過ごすことができる居場所の確保に努めるものとします。



## 市の取組

- ・11月20日を「さがみはら子どもの権利の日」と定め、11月に普及・啓発事業を行います。
- ・子どもに関する施策や取組について、子どもが参加したり、意見を表明する機会を確保するよう努めます。
- ・子どもが安心して生活できるよう、子育て家庭への支援を行います。
- ・子どもの権利の侵害に関する相談窓口を設け、子どもの権利救済委員及び子どもの権利相談員を配置します。



子どもの権利の侵害に関する相談窓口

## さがみみ（さがみはら子どもの権利相談室）

- 相談電話 子ども専用（通話無料） 0120-786-108  
大人の方は 042-786-1894
- 相談時間 月～金 13:00-20:00 土 10:00-17:00  
（祝・休日、年末年始、青少年学習センターの休所日を除く）
- 相談方法 電話か面談 ※面談は予約制
- 場 所 相模原市立青少年学習センター内  
（中央区矢部新町3-15）



相談の予約ができます

さがみみ  
ちゃん



さがみみマスコットキャラクター

つらいときは  
ひとりでなやまなくて  
おはなしかせてね

子ども・若者向けの相談窓口 検索ツール

さがみはら  
相談しよう  
そうしよう



他にもさまざまな相談窓口があります。  
こちらから悩みに合った窓口を検索できます。